

実践女子大学 創立 120 周年記念館 学外撮影貸出に関するガイドライン

本学構内における学外団体の撮影については、教育、研究、その他学事運営等に支障のない範囲で許可する。なお、本学の信用イメージを損なうものは許可しない。

撮影の貸出に関する詳細を次のとおり定める。

1. 撮影種別

- (1)映像（ムービー）制作は、映画、TV ドラマ、音楽プロモーションビデオ、その他映像撮影とする
- (2)スチール撮影は、雑誌、商品カタログ、商品広告、ファッション撮影等とする。

2. 撮影可能場所

キャンパス構内（主に教室、食堂、共用スペース等）とする。
ただし、本学の教育、研究その他行事等に支障のない範囲に限る。

3. 撮影可能日

原則として土日祝日及び長期休業期間の平日のみとする。（年末年始、繁忙期等は除く）。

4. 撮影時間（施設貸出時間）

原則として午前 9 時から午後 5 時まで（機材の搬入出に要す時間を含む）とする。

5. 撮影料金

貸出時間単価（消費税別）は、次のとおりとする。

- (1)1 時間あたりスチール撮影は 2 万円、映像（ムービー）制作は 4 万円とし、土曜日曜祝日及び 4 の撮影時間外での撮影は、スチール撮影 3 万円、映像（ムービー）制作 5 万円とする。
- (2)撮影のキャンセルは、前々日迄は無料、前日は 30%、当日は 100%のキャンセル料が発生する。

6. 申込方法及び支払い方法

申込方法及び支払い方法については、次のとおりとする。

- (1)撮影希望者は事前に学務部に相談のうえ、企画書（撮影予定日確認を含む）を提出する。
- (2)企画書により学務部長が撮影可否を判断する。許可する場合は下見等の希望に応じる。
- (3)撮影希望者は、撮影希望日の 10 日前までに「撮影許可申請書」（別紙様式）に台本、使用場所等の資料を添えて申し込む。

(4)撮影料金は、本学発行の請求書に基づき原則請求日の翌月末までに本学指定口座に納入する。

7. 撮影許可条件

撮影許可条件については、次のとおりとする。

- (1) 本学の教育、研究その他行事等に支障を及ぼさない時間、場所及び撮影方法であること。
- (2) 本学担当者の指示に従い、事前の打ち合わせ内容を逸脱しないこと。
- (3) 予定時間を超過する場合は、必ず事前に相談すること。
- (4) 撮影内容が、本学の信用イメージを損なうものでないこと。
- (5) 申請時と異なる使用をする場合、必ず事前に許可を得ること。
- (6) 事前の許諾がなく本学のイメージを著しく損なう内容変更が発覚した場合、当該シーンのカットを命ずることがある。
- (7) 公序良俗に反しないこと。
- (8) 撮影に際し、建物、土地、外構の形状等の改変を行わないこと。撮影現場の現状復帰は撮影者側が責任を持って行うこと。
- (9) 学内で粘着テープは使用してはならない。
- (10) ロケ賠償保険に加入していること。
- (11) 施設及び設備等を破損した場合は、弁償すること。
- (12) 近隣に迷惑をかけること。
近隣住民や本学関係者の動線の妨げにならないこと。近隣住民との間でトラブルが生じた場合は、利用者が責任と負担を持って解決すること。
- (13) 撮影に大容量の電源を要する場合は、発電機等の機材を撮影側で用意すること。
- (14) 車両は、指定された場所に駐車すること。
- (15) 飲食、喫煙、お手洗い及び控え室は、指定された場所で行うこと。撮影で発生したゴミ・不用品類は、全て撮影担当者側が持ち帰ること。
- (16) 撮影にあたり、所有権・著作権等法令上の問題が生じた場合は、撮影者側が全ての責任を負うこと。
- (17) 緊急事態発生時及びその他撮影に関する事項については、立ち合い者の指示に従うこと。
- (18) 撮影等に伴う成果物を本学に寄贈すること。
- (19) 原則として「撮影協力：実践女子大学・実践女子大学短期大学部」等のクレジット表記をすること。
- (20) 本学の機密事項を秘密として保持し、第三者へ開示、漏洩、公表しないこと。